追加資料

平成26年11月7日	第84回社会保障審議会医療保険部会	委員提出資料1

全国健康保険協会（協会けんぽ）の収支見通しについて

～協会けんぽの財政に関する財務省試算
（財政制度等審議会財政制度分科会（平成26年10月8日）資料）について～

平 成 ２ ６ 年 １ ２ 月 ３ 日

全国健康保険協会 宮崎支部
協会けんぽ

協会けんぽの賃金上昇率について

- 協会けんぽの賃金上昇率の実績は、低成長ケースの2分の1に相当する平成21年財政検証における経済低位の賃金上昇率の2分の1を下回る水準で推移している。

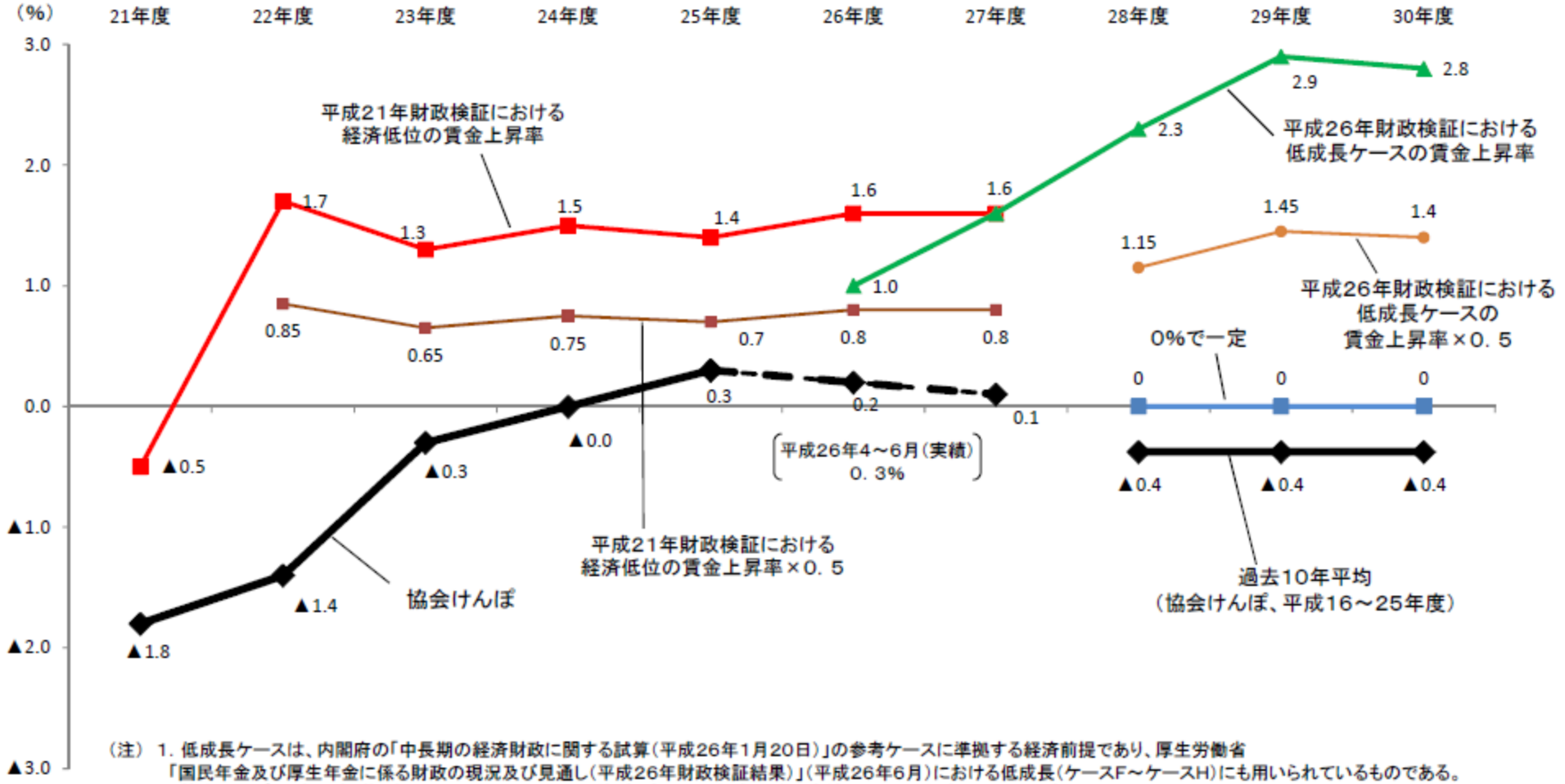

(注) 1. 低成長ケースは、内閣府の「中長期の経済財政に関する試算(平成26年1月20日)」の参考ケースに準拠する経済前提であり、厚生労働省「国民年金及び厚生年金に係る財政の現況及び見通し(平成26年財政検証結果)」(平成26年6月)における低成長(ケースF～ケースH)にも用いられているものである。
2. 協会けんぽは、標準報酬月額(3月から2月の平均)の伸びであり、25年度以前は実績、26～27年度は見込みである。

協会けんぽの財政収支の将来見通し（現状維持；協会けんぽ試算）

- 現在の財政特例措置を前提に、現在の平均保険料率10%を据え置いた場合、賃金上昇率を0%で一定と仮定すると、28年度には単年度収支が再び赤字に転落し、29年度には準備金残高が法定準備金を下回る見通し。また、賃金上昇率を低成長ケースの2分の1と仮定した場合も、28年度以降は赤字に転落する見通し。

賃金上昇率０％で一定の場合（国庫補助率16.4%、１／３総報酬割。平成26年７月試算）

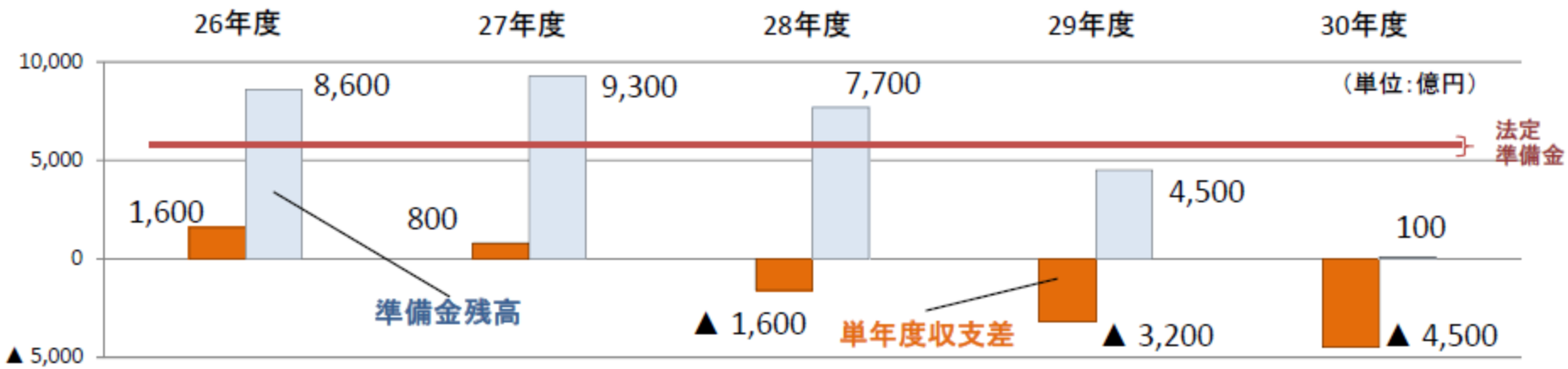

賃金上昇率を低成長ケースの２分の１にした場合（国庫補助率16.4%、１／３総報酬割。平成26年７月試算）

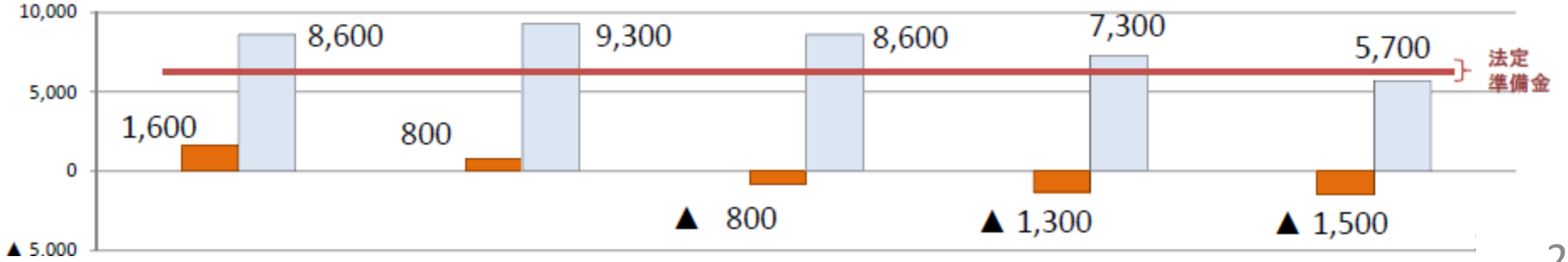

財務省試算

財政制度等審議会財政制度分科会（平成26年10月8日）資料より抜粋

協会けんぽの財政状況とリーマンショック後の危機対応③（財務省試算）

○ 財務省において、協会けんぽの試算を土台に、以下のように前提を見直し、粗い推計を実施すると、数年後には準備金残高が法定準備金の2倍となる結果が得られた。

前提事項	財務省試算	（参考）協会けんぽ試算
保険料率	10%据置き	同左
賃金上昇率	27年度～30年度 ⇒低成長ケース×1	27年度　+0.1% 28年度～30年度　低成長ケース×0.5
改革要因	医療保険制度改革（後期高齢者支援金の全面総報酬割、標準報酬月額の見直し）の影響を一定の前提で反映	医療保険制度の影響を織り込まず
国庫補助率	リーマンショック前の水準へ段階的引下げ （27年度：15.3%、28年度：14.2%、29年度以降：13%）	16.4%で据置き

○ 以上を踏まえると、協会けんぽに対する国庫補助率について、リーマンショック後の財政特例措置を開始する前の水準（13%）に段階的に戻すことを早急に開始する必要があるのではないか。

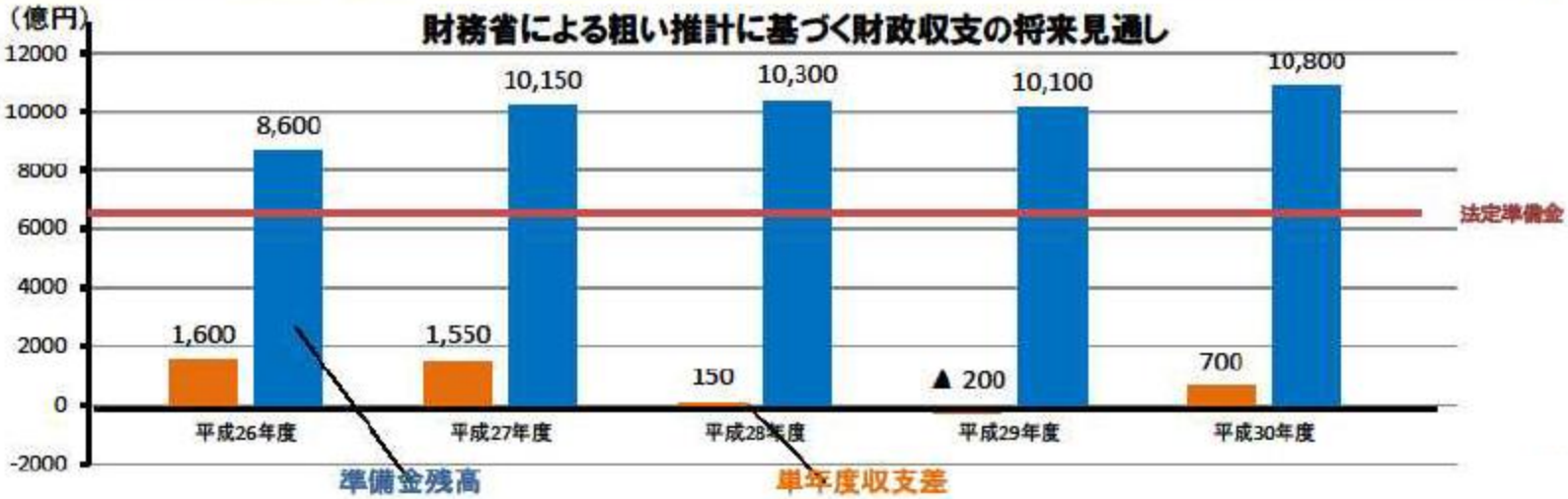

財務省試算の前提に準じた、協会けんぽ試算

- 財務省試算に準じ、国庫補助率を13%へ段階的引下げ（27年度：15.3%、28年度：14.2%、29年度以降：13%）、更に27年度から後期高齢者支援金の全額総報酬割を導入し、現在の平均保険料率10%を据え置いた場合、賃金上昇率を0%で一定と仮定すると、30年度には▲7,700億円の累積赤字となり、また、賃金上昇率を低成長ケースの2分の1と仮定した場合も、30年度には▲2,100億円の累積赤字となる見通し。

賃金上昇率０％で一定の場合（国庫補助率を段階的に13%、27年度から全額総報酬割。）

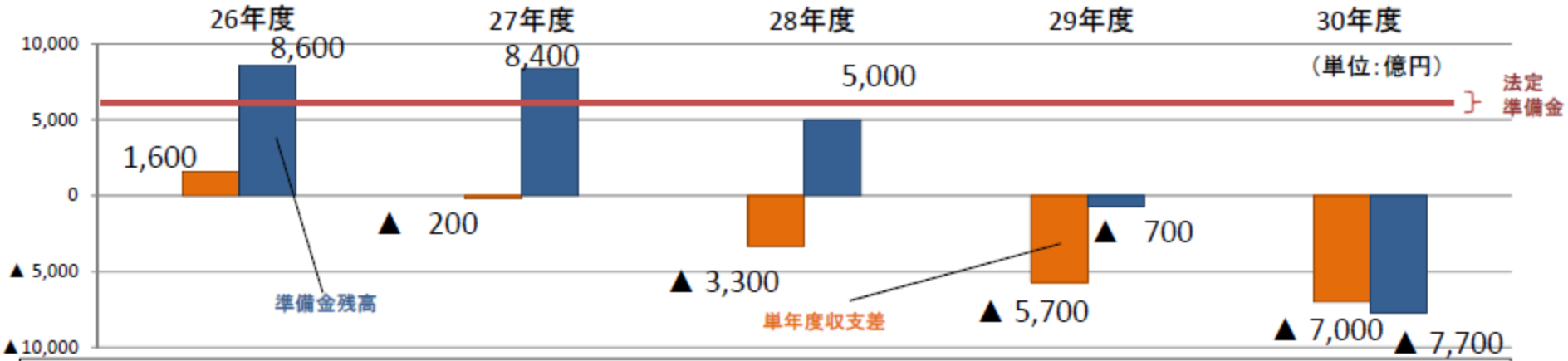

賃金上昇率を低成長ケースの２分の１にした場合（国庫補助率を段階的に13%、27年度から全額総報酬割。）

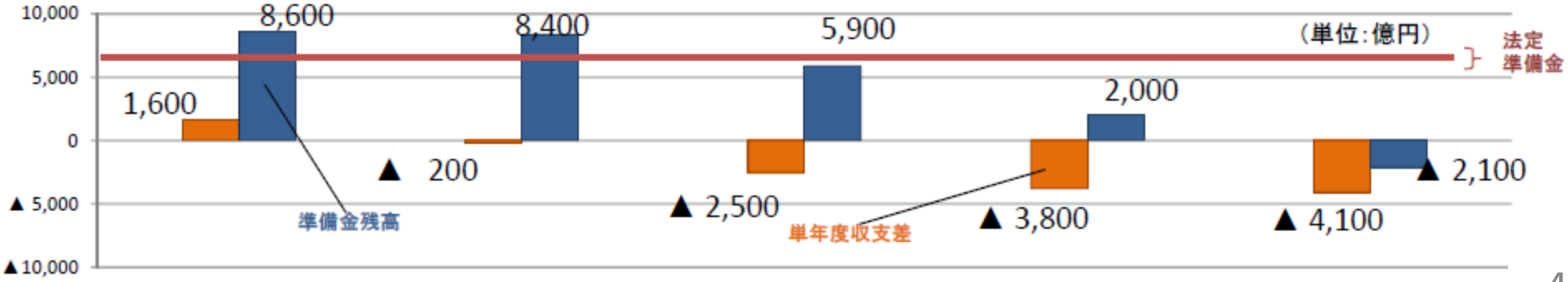

財務省試算の問題点

①　中小・小規模企業の実態に合わない経済前提

- 協会けんぽの賃金上昇率の実績は、中小・小規模企業が適用事業所の大半を占めていること等により、「低成長ケースの２分の１」相当を下回る水準で推移している。
- しかし、財務省試算ではさらに高い「低成長ケースの賃金上昇率」そのものを前提としており、中小・小規模企業の実態とあまりにかい離している。

②　国庫補助率１３％は財政力格差を助長

- 近年の協会けんぽの財政の改善は、保険料率の大幅な引上げによるものであるが、財政の赤字構造は依然として解消しておらず、他の被用者保険との財政力の格差を解消するために国庫補助率20%を求めているところ。
- これに逆行した国庫補助率の引下げはありえないのではないか。

③　「リーマンショック前に戻す」は「バブル経済に戻す」と同義

- 協会けんぽに対する国庫補助率の原則は健保法本則上「16.4%から20%の範囲で政令で定める率」であり、財務省が主張する国庫補助率13%はバブル経済時代の平成4年に特例として例外的に設定されたもの。
- 政管健保・協会けんぽは、13%の国庫補助率の下で2回累積赤字に転落している。また、平成15年度の総報酬制導入以降、健保組合等との財政力の格差が顕在化し、保険料率格差を解消できていない。

④　国庫補助引下げは中小・小規模企業への負担の転嫁

- 協会けんぽの準備金が増加してきた主な要因は、累積赤字を解消するための保険料率の大幅な引上げによるものであり、収入の低い中小・小規模企業の事業主、そこで働く従業員に負担の限界（保険料率10%）まで保険料を支払っていただいた努力のたまもの。
- 準備金残高を根拠に国庫補助率を引き下げることは、事業主・加入者のこれまでの努力を国庫が召し上げ、中小・小規模企業の事業主・加入者にさらなる負担を転嫁することに等しいのではないか。

⑤　国会の附帯決議の無視

- 平成25年の健康保険法等の一部を改正する法律案の附帯決議において、政府は、中長期的な財政基盤の強化を図るため、国庫補助率について、健康保険法本則（16.4%～20%）を踏まえて検討し、必要な措置を講ずることとされ、厚生労働大臣もその趣旨を十分尊重する所存である旨発言している。
- 今回の財務省の提案は、この附帯決議を無視するもの。